

令和6年2月13日

各局等の長様

政策局長

計画等の策定見直しについて（通知）

計画等の増加による地方公共団体への影響と課題については、国における地方分権改革の一環の中で重点的に議論され、令和5年3月31日に「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」が示されました。本市においても計画等の策定には多大な労力を要しており、限られた経営資源のもとで必要な行政サービスの提供が求められる中で、こうした事務負担の軽減・解消は大きな課題となっています。

このため、今後、計画等の策定については、下記の方針に基づいて見直すこととし、財政構造改善の取組の一つとして進めていくこととします。なお、既存の計画等については、次期改定時にこの方針に従って見直しを検討してください。

記

1. 法令による義務付けがあるものなど、やむを得ない策定理由があるものを除き、計画等策定を原則行わない
2. 計画等を策定せざるを得ない場合においては、簡素化や集約化についての検討を行う

以上